

(参考資料) 一般廃棄物処理計画とは

一般廃棄物処理計画

市町村は当該市町村の区域内で発生する一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない(法第6条)

一般廃棄物処理基本計画

- ◆いわゆる長期計画
- ◆10年から15年先を考慮して策定
- ◆基本計画に定める事項

- ①一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ②排出抑制のための方策に関する事項
- ③分別収集の種類や区分
- ④適正処理に関わる基本的な事項
- ⑤処理施設の整備に関する事項

(本市は「進捗状況」も公表している)

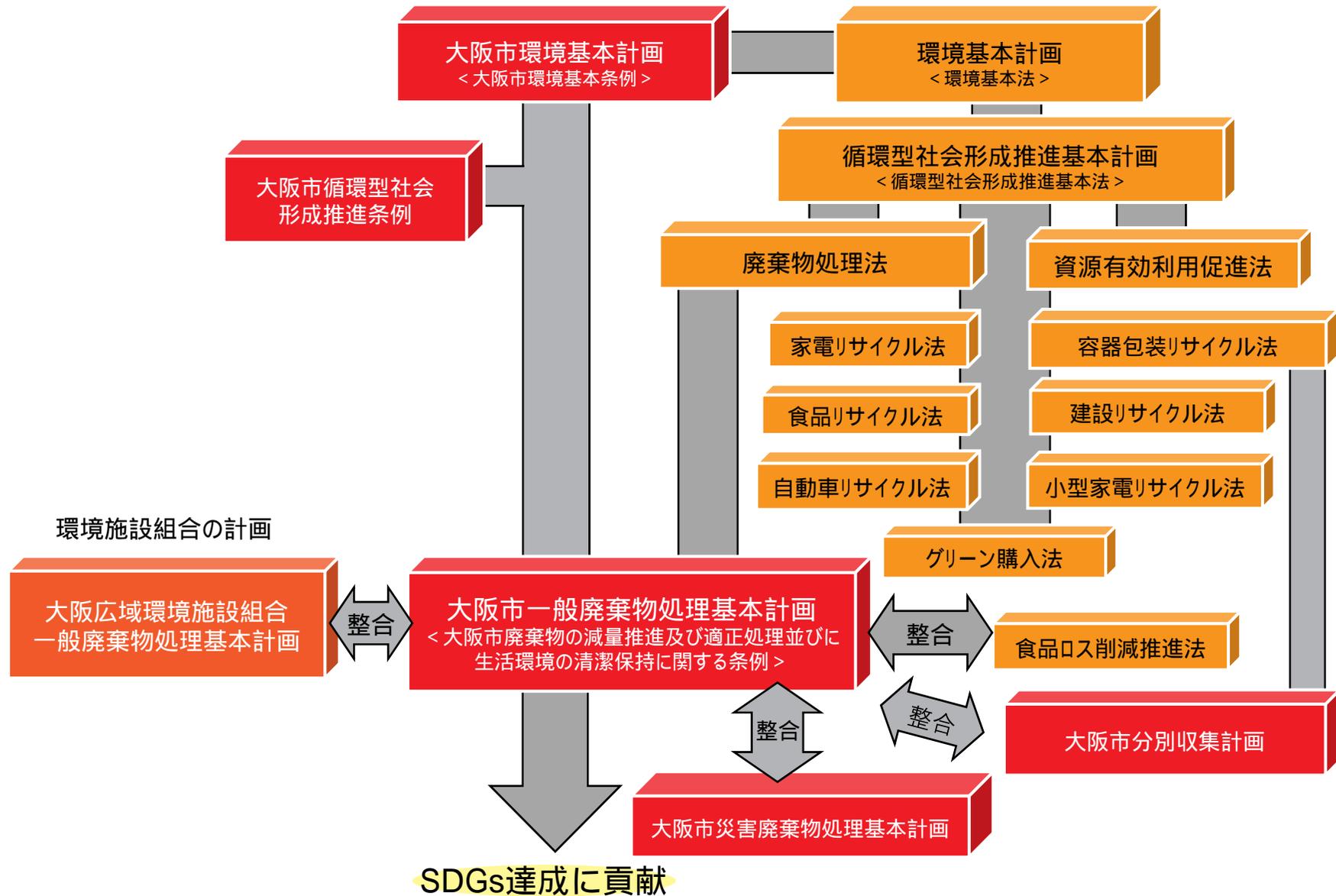
一般廃棄物処理実施計画

- ◆毎年策定し、当該年度に実施する具体的な施策等について規定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

(参考資料) 一般廃棄物処理計画とは



(参考資料) 地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律の概要

昨年、パリ協定に定める目標等を踏まえて、2050年カーボンニュートラルを宣言したことを背景に、2021年6月2日、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布。

1. パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設

- パリ協定に定める目標を踏まえ、**2050年までの脱炭素社会**の実現、**環境・経済・社会の統合的向上**、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定。
- これにより、政策の方向性や継続性を明確に示すことで、あらゆる主体（国民、地方公共団体、事業者等）に対し**予見可能性を与え、取組やイノベーションを促進**。

2. 地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

- 地方公共団体が定める地球温暖化対策の実行計画に、**施策の実施に関する目標**を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（**地域脱炭素化促進事業**）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとする。
- 市町村から、実行計画に適合していること等の**認定**を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、**関係法令の手續ワンストップ化等の特例※**を受けられることとする。
自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法の関係手續のワンストップサービス
事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）の省略
- これにより、地域における円滑な合意形成を図り、その地域の課題解決にも貢献する**地域の再エネを活用した脱炭素化の取組を推進**。

3. 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

- 企業の排出量に係る**算定報告公表制度**について、**電子システムによる報告**を原則化するとともに、**開示請求の手續なし**で公表される仕組みとする。
法改正と併せ、報告者・情報利用者の双方にとって利便性の高いシステムの構築も推進する。
- また、**地域地球温暖化防止活動推進センター**の事務として、**事業者向け**の啓発・広報活動を追加する。
- これにより、企業の排出量等情報のより迅速かつ**透明性の高い形での見える化**を実現するとともに、地域企業を支援し、**我が国企業の一層の取組を促進**。

2050年までの脱炭素社会の実現を牽引

(参考資料) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (要旨)

(1) 基本方針の策定

プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、次の事項等に関する基本方針を策定する。

- ・プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ・ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

(2) 個別の措置事項

環境配慮設計指針の策定

製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した設計であることを認定する仕組みを設ける。また、認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。

ワンウェイプラスチックの使用の合理化

ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。また、主務大臣の指導・助言・ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。

市区町村の分別収集・再商品化の促進

プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。また、市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が再商品化を実施することを可能にする。

製造・販売事業者等による自主回収の促進

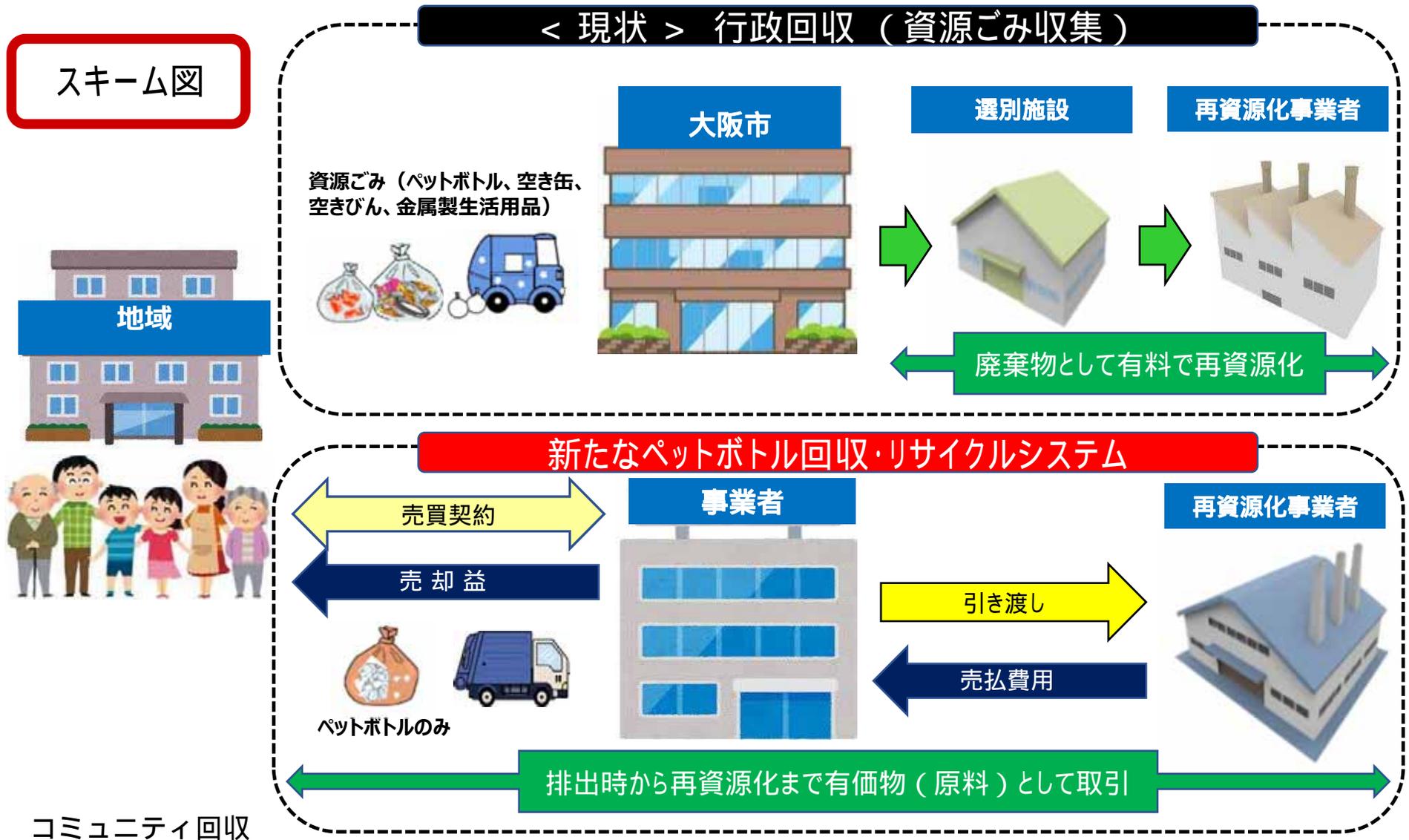
製造・販売事業者等がプラスチック製品等を自主回収・再資源化する計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、認定事業者の廃棄物処理法の業許可を不要とする。

排出事業者の排出抑制・再資源化の促進

排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。また、主務大臣の指導・助言・プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。加えて、排出事業者等が再資源化計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、認定事業者の廃棄物処理法の業許可を不要とする。

(参考資料) 新たなペットボトル回収・リサイクルシステム

スキーム図



コミュニティ回収
との違い

行政回収 (資源ごみ収集) もあわせて継続 大阪市からの奨励金の支給は無い ③回収主体が事業者

(参考資料) コミュニティ回収と資源集団回収との比較

コミュニティ回収とは

現在、大阪市で実施している古紙・衣類分別収集を、地域活動協議会等の地域コミュニティがその主体となって、原則小学校区単位の規模で行う活動である。

大阪が行っている同じ収集曜日・排出方法で、地域活動協議会等の地域コミュニティが契約をした再生資源事業者が収集を行う活動となる。活動地域にお住まいの方にとっては、収集曜日・排出方法は一切変わらず、一方で大阪市からの支援が得られる制度となっている。

なお、コミュニティ回収を開始しても、その地域で既に実施されている資源集団回収は継続して活動が可能である。

取り組める団体

地域活動協議会等の地域コミュニティ
(原則、小学校区単位)

収集品目

古紙・衣類の6品目すべて
取り組んでいただく必要があります



コミュニティ回収で取組んでいただく品目

普通ごみ	資源ごみ	容器包装プラスチック	古紙・衣類
最大の辺または径が30cm以内のもの、あるいは棒状で1m以内のもの	空き缶(スプレー缶も含む)、空きびん、ペットボトル、金属製の生活用品など	商品を入れるものまたは含むもので、おもにプラマークのあるもの	①新聞・折込チラシ、②雑誌、③ダンボール、④紙バック、⑤その他の紙、⑥衣類

そのまま そのまま そのまま コミュニティ回収

普通ごみ	資源ごみ	容器包装プラスチック	古紙・衣類
これまでと変わらず、大阪市が収集します			地域と契約した再生資源事業者が収集します

収集曜日の変更がないので地域にお住いの皆様はこれまで通りの排出をしていただけます

収集方法・収集曜日の変更はありません

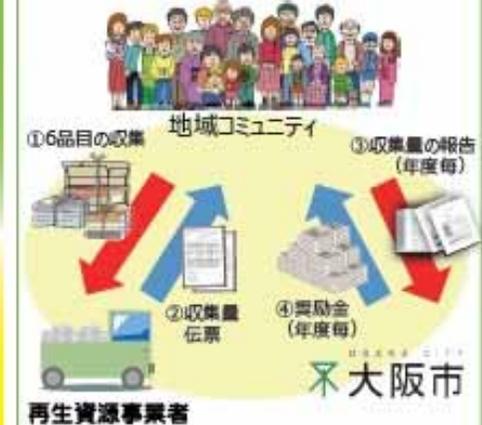
実施前



実施後



活動から支援まで



再生資源事業者への支援

コミュニティ回収の収集を担う再生資源事業者を支援するため、市況価格が基準価格(5.4円/kg)を下回る場合に、その差額について収集量に応じた奨励金を支払う。

(参考資料) コミュニティ回収と資源集団回収との比較

資源集団回収とは

ご家庭から出る新聞・雑誌・段ボールなどの古紙や古布などの再生資源物を、町会、子ども会、PTA、女性会などの住民団体が、ボランティアで収集し、再生資源事業者に引き渡す活動である。住民団体は、再生資源事業者より古紙・衣類などの売却益のほか、大阪市より収集量に応じた奨励金をうけることができる。



コミュニティ回収との違い

資源集団回収は営利を目的としない10以上の排出世帯で構成された自主的な団体から可能である。

収集品目と支援対象

奨励金対象品目	奨励金対象外の品目
①新聞・折込チラシ	⑥衣類
②雑誌	⑦びん
③段ボール	⑧アルミ缶
④紙パック	⑨スチール缶
⑤その他の紙	⑩その他金属

団体が選択する「古紙」等任意の再生資源物（1品目から可）

収集活動から支援まで



コミュニティ回収との違い

コミュニティ回収は収集品目が①～⑥の6品目すべてなのに対し、資源集団回収は1品目からでも取り組みが可能である。※ただし奨励金の対象は①～⑤のみ

コミュニティ回収との違い

収集を担う再生資源事業者への奨励金制度はない。

年間収集量	奨励金単価
15トンまで	1.5円/kg
15トンから30トンまで	2.0円/kg
30トンを超えるもの	3.0円/kg

(参考資料) 午前収集拡大についての市民周知

大阪府環境局

試してみよう!!
ごみ分別アプリ
さんあ〜る[®]

さんあ〜る
配信中!

Download on the App Store
ANDROID APP ON Google play

大阪府

2021/06/01 令和3年7月1日 (木曜...)

明日 (7/1) << 前

- 資源ごみ (午後)
- 古紙・衣類 (午前)

楽しく、おいしく、きれいに食べきって、環境にやさしい食生活を

水	木	金	土	日	月	火
30	1	2	3	4	5	6